

山梨県市町村総合事務組合・人事行政の運営状況について

1. 任用について（条例第2条第1項第1号：職員の任免及び職員数）	…… P 2
(1) 任用形態別の職員数の状況	
(2) 職員の採用及び退職等の状況	
(3) 職員の昇任及び降任の状況	
(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由	
2. 給与について（条例第2条第1項第3号：職員の給与）	…… P 3
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	
(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	
(4) 職員の初任給の状況	
(5) 一般行政職の級別職員数の状況	
(6) 職員手当の状況	
(7) 特別職の報酬等の状況	
3. 休業・勤務時間について（条例第2条第1項第4号：職員の休業）	…… P 6
（条例第2条第1項第5号：職員の勤務時間その他の勤務条件）	
(1) 勤務時間の状況	
(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(3) 特別休暇等の状況	
(4) 育児休業及び部分休業の取得状況	
(5) 介護休暇の取得状況	
4. 分限及び懲戒について（条例第2条第1項第6号：職員の分限及び懲戒処分）	…… P 7
(1) 分限処分者数	
(2) 処分事由別分限処分件数	
(3) 懲戒処分者数	
(4) 処分事由別懲戒処分件数	
5. 服務について（条例第2条第1項第7号：職員の服務）	…… P 8
(1) 服務規律の遵守に関する取り組み	
6. 研修について（条例第2条第1項第9号：職員の研修及び勤務成績の評定）	…… P 8
(1) 研修実績	
7. 勤務成績の評定について（同上）	…… P 8
(1) 勤務成績の評定の概要	
8. 福祉及び利益の保護について（条例第2条第1項第10号：職員の福祉及び利益の保護	…… P 9
(1) 職員の厚生福利に関する計画	
(2) 職員の健康診断の実施状況	
（参考） 1 山梨県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 …… P 10	
2 山梨県人事行政の運営状況について（県条例に基づく「公報」での概要の公表） …… P 11	

1. 任用について

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数			その他主な増減理由
		令和7年	令和6年	対前年増減額	
一般行政部門	正式任用	21	21	0	
	再任用職員(常勤)	0	0	0	条例施行平成13年4月
	再任用職員(短時間)	—	—	—	規定なし
	任期付職員(常勤)	0	0	0	条例施行平成17年4月
	任期付職員(短時間)	0	0	0	条例施行平成17年4月
	合 計	21	21	0	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(令和7年度)

区分 職種		採用	退 職			
			定年	勧奨	自己都合	合計
一般行政職		0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0
(構成比%)			100%	0%	0%	100%

(注) 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(令和7年4月1日現在)

区分 職種		昇任			降任
		局次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		1	2	4	1
合 計		1	2	4	1

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由等
		令和7年	令和6年		
一般行政部門	事務職(一般会計)	12	12	0	
	事務職(特別会計)	9	9	0	
	合 計	21	21	0	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2. 給与について

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	歳出額A	実質収支	人件費B (職員給)	人件費率 (B/A)	参考:6年度の 人 件 費 率
令和7年度	千円 5,377,681	千円 550,946	千円 100,068	% 1.9	% 1.7

(注) 派遣職員に係る人件費は除く。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数A	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B	
令和8年度	人 16	千円 69,472	千円 13,633	千円 29,727	千円 112,832	千円 7,052

※給与費は当初予算に計上された額。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県市町村総合事務組合	306,976円	364,996円	43.5
山梨県	336,855円	413,968円	42.7

※平均給与月額は、給料月額に諸手当(期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。)を加え、対象職員数で除した。

(4) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		山梨県市町村総合事務組合	山梨県	国
		決定初任給	決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	226,185円	226,728円	220,000円
	高校卒	188,658円	195,472円	188,000円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区分／標準的な職務内容	職員数(人) 構成比		1年前の職員数(構成比)		5年前の職員数(構成比)	
7級 事務局長	1	6.7%	1	6.3%	1	6.7%
6級 次長・困難課長	2	13.3%	2	12.5%	1	6.7%
5級 会計管理者・所長・課長・室長 ・監・所長補佐・課長補佐 ・室長補佐	3	20.0%	3	18.8%	4	26.7%
4級 主幹	1	6.7%	1	6.3%	2	13.3%
3級 副主幹・主査・副主査	4	26.7%	4	25.0%	1	6.7%
2級 主任	3	20.0%	3	18.8%	4	26.7%
1級 主事	1	6.7%	2	12.5%	2	13.3%
一般行政職職員数	15	100%	16	100%	15	100%

※1 本組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(6) 職員手当の状況

(令和7年度末)

区分	山梨県市町村総合事務組合			山梨県		
期末手当 勤勉手当	(令和7年度支給割合)			(令和7年度支給割合)		
	期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
	6月期	1.250月分	1.050月分	6月期	1.250月分	1.050月分
		(0.7000)月分	(0.5000)月分		(0.7000)月分	(0.5000)月分
	12月期	1.275月分	1.075月分	12月期	1.275月分	1.075月分
		(0.7250)月分	(0.5250)月分		(0.7250)月分	(0.5250)月分
退職手当	合計	2.5月分	2.1月分	合計	2.5月分	2.1月分
		(1.425)月分	(1.025)月分		(1.425)月分	(1.025)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.5868月分	勤続20年	19.6695月分	24.5868月分
	勤続25年	28.0395月分	33.2707月分	勤続25年	28.0395月分	33.2707月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
	退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無	
1人当たり平均支給額		無	無	1人当たり平均支給額	7,871千円	23,553千円

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額。

時間外勤務手当	令和7年度	支給総額	293	千円
		職員1人当たり平均支給年額	20	千円
	参考:6年度	支給総額	1,214千円	職員1人当たり平均支給年額

(注) 1 人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載。
2 職員1人当たり平均支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員の人数(派遣を除く)で除した数値。

	内 容	県(国)の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 なし	○県(国)と同じ
	2 子 ○月額: 13,000円 16歳から22歳までの子に対しては1人 5,000円の加算措置	○県(国)と同じ
	3 配偶者・子以外の扶養親族 ○月額: 6,500円 ※配偶者・子以外の扶養親族の範囲: 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	○県(国)と同じ
住居手当	職員の居住する借家・借間 ○ 自ら借り受け居住している住宅で月額16,000円を超える家賃を負担している職員 →家賃27,000円以下: 家賃額－16,000円 →家賃27,000円を超え61,000円未満: (家賃額－27,000円)×1/2＋11,000円 →家賃61,000円以上: 28,000円(支給限度額) ※100円未満は切り捨て	○県(国)と同じ
通勤手当	1 交通機関等を利用する場合 ○ 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関等での通勤を常例とする職員 →6ヵ月定期券等の価額により支給 (最も経済的・合理的な経路・方法で算出)	○国と同じ 県: 月額150,000円を超える場合 150,000円×支給単位期間の月数
	2 自動車等を利用する場合 ○ 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 →四輪自動車と四輪自動車以外の区分なし 通勤距離に応じて2km以上100km未満は、2,000円～63,000円 (100km以上は66,400円が限度)	○国と同じ 県: 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 四輪自動車以外 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低手当額を適用
	3 1及び2を併用する場合 ○1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額	○県(国)と同じ
	4 特急等を利用する場合 ○異動等により通勤が困難な職員のみ →6ヵ月定期券等の価額により支給 (最も経済的・合理的な経路・方法で算出)	○国と同じ 県: 異動等による通勤困難者 特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算 支給(限度額20,000円)
	5 駐車場を利用する場合 ○自動車等の利用に係る通勤手当を支給している職員 →駐車料金相当額(月額5,000円が限度)	○国と同じ 県: 駐車料金相当額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算 (限度額3,000円)
	6 通勤手当支給限度額 ○月額150,000円が限度(各種手当の合計)	○国と同じ

(7) 特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		報酬年額	
報 酬	組 合 長	年額	200,000円
	副組合長	年額	80,000円
	監査委員	年額	65,000円
	議 長	年額	80,000円
	副 議 長	年額	70,000円
	議 員	年額	65,000円

3. 勤務時間について

(1)勤務時間の状況(令和7年)

①1週間の勤務時間 38時間45分

②一般職員の勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間	その他
午前8時30分	午後5時15分	午後0時 ～午後1時	

(2)一般職員の年次有給休暇の使用状況

令和7年1月1日～令和7年12月31日の平均使用日数 10.7日

(3)特別休暇等の状況

(令和7年度)

種 類	付 与 日 数
1 公民権行使休暇(選挙その他公民権行使)	そのつど必要と認める期間
2 官公署出頭休暇(証人、鑑定人、参考人等での出頭)	そのつど必要と認める期間
3 骨髄提供(ドナー)休暇	そのつど必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻(結婚)休暇	5日以内
6 不妊治療休暇	5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)以内
7 妊娠中又は出産後通院休暇(産前・産後休暇)	別に定める回数において必要と認める時間
8 分娩休暇(産後休暇)	その分娩予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内
9 育児(時間)休暇	1日2回それぞれ60分以内の期間
10 配偶者出産休暇(妻の出産)	3日以内
11 男性職員の育児参加休暇	5日以内
12 子の看護(のための)休暇	5日以内
13 短期の介護休暇	5日以内
14 忌引(休暇)	別に定める期間内において必要と認める期間
15 父母の祭日(法要)休暇	1日(遠隔地の場合には実際に要した往復日数を加算可)
16 夏季休暇	5日以内
17 感染症まん延防止休暇	そのつど必要と認める期間
18 住居滅失・損壊休暇(天変地変による現住居の滅失・損壊)	そのつど必要と認める期間
19 非常災害交通遮断休暇	そのつど必要と認める期間
20 交通機関の事故等による不可抗力休暇	そのつど必要と認める期間
21 生理休暇	そのつど必要と認める期間(毎月2日超えること不可)

(4)育児休業及び部分休業の取得状況

(令和7年度)

	育児休業取得者数		部分休業取得者数	令和7年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)			
		うち両休業取得者数		育児休業取得者数	うち両休業取得者数	部分休業取得者数	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	1	0	0	0	0
	1	0	0				
計	0	0	1	0	0	0	0
	1	0	0				

(注)1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が令和6年度から令和7年度にかけて引き続いている者の数を記入すること。
2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の令和7年度に新たに育児休業を取得した者の数には「令和7年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)した職員」と「令和7年度中に育児休業が取得可能となったが、令和6年度に新規に育児休業(部分休業)をした職員」の両方が含まれるので、「令和7年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち令和7年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(5)介護休暇の取得状況

(令和7年度)

	介護休暇取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	6	0	0

4. 分限及び懲戒について

(1) 分限処分者数(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
0	0	0	0	0	0

※1 対象職員は、一般職に属する全ての職員

※2 分限処分者数

- ア. 令和7年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。
- イ. 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0
法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0	0	0

(注) 1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上。

2 法とは地方公務員法をいうものである。

(3) 懲戒処分者数(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合 計
0	0	0	0	0

(4) 処分事由別懲戒処分件数(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反(法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は怠慢(法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(注) 1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上。

2 法とは、地方公務員法をいう。

5. 服務について

(1) 服務規律の遵守に関する取り組み

(令和7年度)

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
組合長	服務規律の確保	口頭
組合長	厳正な職務執行	口頭
組合長	飲酒運転の根絶	口頭
組合長	年末年始の綱紀粛正	口頭
組合長	交通事故防止・安全運転の喚起	口頭

6. 研修について

(1) 研修実績

(令和7年度)

区分	内 容	対象職員	参加者等
職場研修	日常の職務を通じて必要な知識、技術等を習得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	全職員	21名
階層別研修 (職員研修所)	市町村職員研修所が企画主催する、職階の責任や役割に応じ必要とされる知識や技術等能力向上を図るために行う研修	該当職員	0名
専門・実務研修 (職員研修所)	市町村職員研修所が企画主催する、(専門的)職務の遂行等に必要とされる知識や技術等の習得を図るために行う研修	該当職員	述べ3名
自己啓発	職員自ら行う研究及び修養 (通信教育講座、自主研究等)	全職員	21名

7. 勤務成績の評定について

(1) 勤務成績の評定の概要

区分	概要	対 象		評価段階
		職 種	職務上の地位	
(全般)	地方公務員法第40条の規定に基づく「勤務成績の評定」について、平成27年10月1日より人事評価制度を導入し、職員の処遇に反映している。	全職員	全職員 (管理職員) (一般職員)	極めて良好 A 特に良好 B 良 好 C やや良好でない D 良好でない E

8. 福祉及び利益の保護について

(1) 職員の厚生福利に関する計画

○職員の健康管理に関する取り組み状況

事業名	概 要
労働安全衛生管理体制の整備	安全衛生推進者の設置(職員の危険又は健康障害に対する防止措置等)

(2) 職員の厚生福利の実施状況(令和7年度)

①職員の健康診断の実施状況

項目	概 要	検診項目	受診者数
定期・成人病 等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するた めに全職員を対象に実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、胸部 X線、心電図、血液・尿検査、超音波 検査、内視鏡検査など	19名

②職員のレクリエーションの実施状況

項目	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
入館団体職員 親睦行事	ボウリング大会	入館団体職員 (組合職員を含む)	中央市	R7.11.6	10名

○山梨県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(取りまとめ事項)

第2条 組合長は、毎年7月末までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、職員(法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を取りまとめなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の休業に関する状況
- (5) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他組合長が必要と認める事項

(山梨県市町村総合事務組合公平委員会の報告)

第3条 山梨県市町村総合事務組合公平委員会(次条において「公平委員会」という。)は、毎年7月末までに、組合長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第4条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第5条 組合長は、第3条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定により取りまとめた事項の概要及び第3条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 組合の掲示場に掲示して公衆の閲覧に供する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年組合条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山梨県市町村総合事務組合参与設置条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に参与である者は、第19条の規定にかかわらず、その在職期間中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則(平成28年組合条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年組合条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年組合条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(山梨県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第8条の規定による改正後の山梨県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

公 告

◎ 令和七年度における人事行政の運営の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から令和七年度における人事行政の運営の状況について報告があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		
		令和7年	令和6年	前年増減数
一般行政部門	正式任用	2,891	2,909	▲ 18
	暫定再任用職員(常勤)	50	39	11
	任期付職員(常勤)	17	16	1
	小 計	2,958	2,964	▲ 6
教育・警察部門	正式任用	9,046	9,142	▲ 96
	暫定再任用職員(常勤)	370	341	29
	任期付職員(常勤)	212	150	62
	小 計	9,628	9,633	▲ 5
公営企業等会計部門	正式任用	133	137	▲ 4
	暫定再任用職員(常勤)	2	1	1
	任期付職員(常勤)		2	▲ 2
	小 計	135	140	▲ 5
合 計		12,721	12,737	▲ 16

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(令和7年度)

職 種	区 分	採用	退 職			
			定年等	勸奨	自己都合	合 計
一般行政職		196	70	1	77	166
医 療 職		7	0	1	5	8
技能労務職		0	0	0	0	0
教 育 職		336	118	0	106	262
公 安 職		70	13	0	36	77
合 計		609	201	2	224	513
(構成比%)			(39.2%)	(0.4%)	(43.7%)	(100%)

※1 「定年等」には、60歳以降定年前までの自己都合退職が含まれる。

※2 「その他」には、死亡等が含まれる。

※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(令和7年度)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		37	66	484	30
教 育 職		1	66	80	35
公 安 職		4	7	62	0
合 計		42	139	626	65

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和7年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議会	22	22	0	政策企画立案体制の強化 効率的な業務執行体制の確保 組織統合に伴う体制の見直し 組織統合に伴う体制の見直し 欠員等 営繕関係体制の強化
	総務企画	586	571	15	
	税務	98	100	▲ 2	
	民生・衛生	779	790	▲ 11	
	商工・労働	262	264	▲ 2	
	農林水産	677	686	▲ 9	
	土木	534	531	3	
	小 計	2,958	2,964	▲ 6	
教 育 ・ 警 察 部 門	教育	7,652	7,661	▲ 9	学校収容定員減に伴う職員数減
	警察	1,976	1,972	4	警察官の欠員補充
	小 計	9,628	9,633	▲ 5	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	0	0	0	効率的な業務執行体制の確保、欠員等
	その他	135	140	▲ 5	
	小 計	135	140	▲ 5	
合 計		12,721	12,737	▲ 16	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (決算額) [普通会計+公営企業会計]

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
令和7年度	R8.3.31 766,139 人	千円 560,313,252	千円 ▲ 5,516,497	千円 120,384,674	% 21.5

(2) 職員給与費の状況 (予算額) [普通会計+公営企業会計]

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 13,181	千円 58,114,162	千円 10,402,517	千円 24,026,890	千円 92,543,569	千円 7,021

※1 職員手当には退職手当を含まない。

※2 給与費は当初予算に計上された額

(3) ラスパイレス指数の状況

区 分	令和7年4月1日		
山梨県	指数	(参考) 全国県平均	指数
	100.2		99.7

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			教 育 職 (小中高等学校教員)			公 安 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 336,855	円 413,968	歳 42.7	円 364,568	円 408,329	歳 43.4	円 340,952	円 452,685	歳 38.1

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大 学 卒	226,728 円	234,466 円	220,000 円	228,900 円
	高 校 卒	195,472 円	207,130 円	188,000 円	199,400 円
教 育 職 (小中学校)	大 学 卒	253,260 円	262,104 円	—	—
	高 校 卒	209,944 円	225,522 円	—	—
教 育 職 (高等学校)	大 学 卒	253,260 円	262,104 円	—	—
	高 校 卒	209,944 円	225,522 円	—	—
公 安 職	大 学 卒	259,189 円	267,933 円	255,200 円	264,900 円
	高 校 卒	231,552 円	245,421 円	216,400 円	232,500 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	286,404 円	325,489 円	364,534 円
	高 校 卒	251,719 円	285,087 円	322,806 円
教 育 職	大 学 卒	338,006 円	367,167 円	398,246 円
	高 校 卒	該当者なし 円	該当者なし	306,138 円
公 安 職	大 学 卒	303,062 円	338,623 円	375,624 円
	高 校 卒	288,683 円	309,561 円	360,100 円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な 職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の 職員数	1年前の 構成比	5年前の 職員数	5年前の 構成比
9級	部 長	16	0.5%	16	0.5%	20	0.6%
8級	次 長	59	1.8%	59	1.8%	65	1.9%
7級	課 長・参 事	86	2.6%	86	2.6%	76	2.3%
6級	課 長・主 幹	572	17.4%	599	18.3%	812	24.2%
5級	課長補佐	510	15.5%	484	14.8%	487	14.5%
4級	主査・副主査	635	19.4%	645	19.7%	666	19.8%
3級	主 任	592	18.0%	585	17.9%	519	15.5%
2級	主事・技師	487	14.8%	468	14.3%	404	12.0%
1級	主事・技師	324	9.9%	325	9.9%	310	9.2%
一 般 行 政 職 職 員 数		3,281	100.0%	3,267	100.0%	3,359	100.0%

※1 山梨県の給与条列に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(8) 職員手当の状況

区 分	山 梨 県	国
	(令和7年度支給割合)	(令和7年度支給割合)
期末手当	6月期 1.250 月分 (0.7) 月分	6月期 1.250 月分 (0.7) 月分
勤勉手当	12月期 1.275 月分 (0.725) 月分	12月期 1.275 月分 (0.725) 月分
計	2.525 月分 (1.425) 月分	2.525 月分 (1.425) 月分
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 7,871千円 23,553千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (令和7年度)	区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合		30.7 %
職員1人当たり平均支給年額		40,984 円
手 当 の 種 類 (手 当 数)		38
手 当 の 名 称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危 険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守・護送手当 警手手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当 等		

※1 普通会計、公営企業会計及び事業費支弁に係る人件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の普通会計＋公営企業会計の人数で除した数値

時 間 外 勤務手当	支 給 総 額	2,358,106 千円
	職員1人当たり支給年額	406 千円

※1 普通会計及び公営企業会計に係る人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員＋警察官の人数で除した数値

扶養手当	内 容	国の制度との異同
1 配偶者 行政職7級相当以下 月額 3,000円 行政職8級相当 月額 0円 行政職9級相当 月額 0円		1 国と同じ
2 22歳未満の子（扶養親族たる子） 1人につき 月額 11,500円 ※ 16歳から22歳までの子に対しては1人月額5,000円の加算措置		2 国と同じ
3 配偶者以外の扶養親族（2を除く） 1人につき 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者		3 国と同じ

住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住居で月額16,000円を超える家賃を負担している職員 ・ 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・ 家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃61,000円以上 28,000円 (支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て ※ 令和2年4月1日施行の住宅手当の改正に伴う 激変緩和措置として、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていた。 2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額16,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員 1の1/2の額 ※支給限度14,000円	1 国と同じ 2 国と同じ
通勤手当	1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・ 1ヶ月運賃等が150,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・ 1ヶ月運賃等が150,000円を超える場合 150,000円 × 支給単位期間の月数 ※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定 2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上83km未満は、3,000円～55,186円 (83km以後中間距離2kmごとに1,346円を加算 (距離の上限なし)) ・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～37,688円 (60km以上は40,380円が限度額) ・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円 (5km以上は4,200円が限度額) 3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額 4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給 ※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金 5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)	1 150,000円超過分の支給無し 2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額) 3 国と同じ 4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額 5 国は制度無し

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況

(令和7年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢		平均年齢		平均年齢		高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A		B		C		109.7	110.6
403,049 円		370,461 円		338,745 円			
46.9 歳		41.3 歳		42.2 歳			

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部）の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	1,250,000 円	
	副 知 事	960,000 円	
	公営企業管理者	810,000 円	
	教 育 長	890,000 円	
報 酬	議 長	910,000 円	
	副 議 長	820,000 円	
	議 員	770,000 円	
期 末 手 当	知 事	(令和7年度支給割合)	
	副 知 事	6月期	1.725月分
	公営企業管理者	12月期	1.775月分
	教 育 長	計	3.5月分
	議 長	(令和7年度支給割合)	
	副 議 長	6月期	1.725月分
退 職 手 当	議 員	12月期	1.775月分
		計	3.5月分
	知 事	(算定方式)	
	副 知 事	(在職期間)	
	公営企業管理者	給料月額(円)×在職月数×50.2/100(同一職通算)	
	教 育 長	×36.7/100(同一職通算)	
		×23.2/100(同一職通算)	
		×22.2/100(同一職通算)	

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※令和7年1月1日～令和7年12月31日の平均使用日数

知事部局：13.6日 教育委員会（県立学校教員含む）：13.0日
警察部局：15.1日 企業局：15.3日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和7年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち 育児休業	うち 部分休業	うち 短時間勤務
男性職員	193 7	21 4	2 1	306	172	9	2
女性職員	227 324	79 67	16 9	227	227	0	0
合 計	420 331	100 71	18 10	533	399	9	2

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数
なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (令和7年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	3	3		

(4) 介護時間の取得状況 (令和7年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	2			2			

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (令和7年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	0 1		1

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (令和7年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	3 1	3 1			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (令和7年度)

修学部分休業 の取得者数	0 0	高齢者部分休業の 取得者数	0 0
-----------------	--------	------------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数

(令和7年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
	1	338		339	1

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数

(令和7年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)		1	338		339	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計		1	338		339	
法第28条第4項により失職した者						1

※ 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数

(令和7年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	3	3	2	9

(4) 処分事由別懲戒処分件数

(令和7年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)		1	2		3
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)		1			1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	1	1	1	2	5
合 計	1	3	3	2	9

※ 法とは地方公務員法をいう。

5 服務及び退職管理

(1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
知 事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育委員会	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (令和7年度)

任命権者	件 数
知 事	28
教育委員会	140
警察本部長	0
公営企業管理者	7
合 計	175

(3) 退職管理の状況

(令和7年度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

6 研修

(令和7年度)

区 分			内 容	修了者等
自己啓発研修			職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	582
職場研修			日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要となる能力を養成するための研修	560
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	1,223
		行政課題研修	新たな行政課題や最新の社会情勢に対応するための研修	342
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	17

7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画

① 職員の健康管理に関する取組状況

(令和7年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、公認心理師・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況

① 職員の健康診断の実施状況

(令和7年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,598人 教育委員会：1,642人 警察部局：1,323人 企業局：31人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,588人 教育委員会：1,100人 警察部局：793人 企業局：73人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：349人 教育委員会：152人 警察部局：111人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホムアルティド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：101人 教育委員会：24人 警察部局：419人 企業局：11人

② 職員のレクリエーションの実施状況

(令和7年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
元気回復事業（教）	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	YCC県民文化ホール他	（一財）山梨県教職員互助組合 （一財）山梨県高等学校教職員互助会	4,704人 1,912人	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	参加者数 延 9,133人	12,598,800円 11,757,200円

※表中、（教）とは教育委員会をいう。